

掲 示

災害時における湯沢砂防事務所所管施設の緊急的な災害応急対策 (その5)業務に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記2.の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記3.(3)-1)の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記3.(3)-2)の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

平成17年3月18日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局

湯沢砂防事務所長

西井洋史

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 災害時における湯沢砂防事務所所管施設の緊急的な災害応急対策
(その5)業務
- (2) 業務場所 中津川、清津川(中魚沼郡)における湯沢砂防事務所所管流域
- (3) 業務内容 本業務は、災害時における湯沢砂防事務所所管施設の緊急的な災害
応急対策業務に係る協定を締結する場合の相手方を公募するものであ
る。
- (4) 工 期 協定締結の日から、平成19年3月31日まで
- (5) そ の 他 待機指示を行った場合の待機補償を行う。

2. 技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たさなければならない。

- (1) 北陸地方整備局における平成15年度・16年度一般競争(指名競争)参加資
格者で一般土木工事B等級又はC等級の認定を受けていること。
- (2) B等級又はC等級にあつては、十日町市、津南町、栄村に建設業法に基づく本
社を有すること。
- (3) 平成6年度以降に元請として完成した工事で、湯沢砂防事務所発注の次の工事
の施工実績を有すること。

砂防工事における砂防堰堤工事、床固工工事および流路工工事

(4) 経常建設共同企業体としての応募は認めない。

(5) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

3. 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の入手方法

交付方法： 次の交付場所・交付期間に資料を交付する。

交付場所： 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 工務課

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢神立23

TEL 025-784-2263 (代表) 内線 311

交付期間： 平成17年 3月18日(金)から平成17年 3月25日(金)までの午前9時から午後4時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は交付しない。

(2) 技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間： 平成17年 3月24日(木)から平成17年 3月25日(金)までの2日間とし、午前9時から午後4時までとする。

受付場所： 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 工務課

〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢神立23

TEL 025-784-2263 (代表) 内線 311

提出方法： 提出部数は1部とし、持参するものとする。(郵送等又は電送による提出は認めない。)

(3) 技術資料等の審査事項

提出された資料等により、次の事項について審査する。

1) 欠格要件

- a 不誠実な行為 (a)指名停止 (b)契約違反 (c)一括下請等 (d)排除要請
- b 経営状況
- c 安全管理
- d 労働福祉
- e 工事成績
- f **平成17年度・18年度一般競争(指名競争)参加資格者で一般土木工事B等級又はC等級以外**

2) 技術的要件等

- a 技術的特性 (a)施工実績 (b)技術者評価
- b 地理的条件
- c 出勤所要時間
- d 常用労務者数
- e その他 (a)安全、労働福祉

4. その他

(1) 提出された技術資料は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から起算して7日(「休日」は含まない。)以内とする。この場合これらを理由に以降の指

名等について不利益な取扱いはしない。

(2) 技術資料に関する問い合わせ先

北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 工務課
〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢神立2-3
TEL 025-784-2263(代表) 内線 311

(3) 技術資料の審査及び指名審査

技術資料等の審査確認日は入札・契約手続運営委員会の開催日とする。

(4) 本業務に係る協定締結は、平成17年4月1日を予定している。